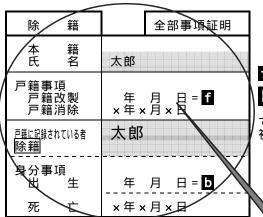
(2) **戸籍のたどり方 ・・・亡くなった太郎さんの生まれてから亡くなるまでの戸籍とは?**

第2順位(父母),第3順位(きょうだい)の方の相続放棄の手続には,太郎さんの <u>生まれたときから死亡までの連続した戸籍が全部必要</u>です。(<u>ウ戸籍からア戸籍まで</u>)



日

fとbを較べると,

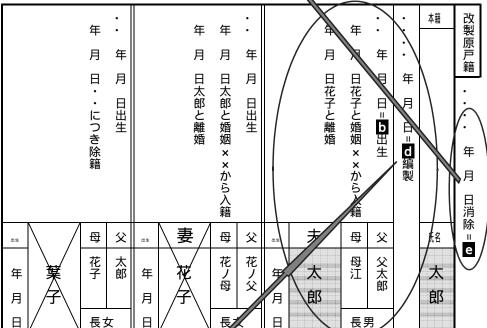
bの方が先。

ですから,これは太郎さんの出生時に 初めて記載された戸籍ではありません。

このア戸籍のひ とつ前の戸籍は 下のタテ書きイ 戸籍です。

下の①戸籍が消除された日 e

と上の⑦戸籍が作られた日<mark>f</mark>は同じ日です。 このことが**「連続した戸籍」**という意味です。



dとbを較べると, bの方が先。

ですからこれも太郎 さんの出生時に初め て記載された戸籍で はありません。

> このイ戸籍のひ とつ前の戸籍は 下のタテ書きウ 戸籍です。

下の**⑦戸籍から太郎さんが抜けた日** c 上の①戸籍が作られた日団は同じ日です。

	日= に新戸籍編製につき除籍	月日				年 月 日死亡	年 月 日父太郎と婚姻×から入籍	年 月 日出生		年 月 日母江死亡	年 月 日母江と婚姻××から入籍	. 年月日出生	・・・・ 年 月 日 a 編製	本籍・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\backslash	出生	母	父	出生	∖ 妻	: /	母	父	出生	夫	母	父		氏名
	年 郎	母江	父太郎	年月日	A A		母江ノ母長が	母江ノ父	年月日	父 太 郎	祖母江長男	祖父太郎		父太郎

aとbを較べると, a の方が先。

ですからこれが太郎 さんの <u>出生時に初めて記載</u> された戸籍

> このウ戸籍以前 の戸籍には太郎 さんは出てきま せん。

中 0 戸 籍 (場合により通数が違います)

現

在

0

F

ウ 初 に 作 ら 11 ŧ 戸